

第4 保安關係

1 火薬類の保安

(1) 火薬類保安行政の概要

火薬類は、土木、採石、鉱山などの産業用として、また、煙火（花火）に代表されるように観賞用としてなど幅広い分野で使用されているが、その取扱いを誤ると爆発等により当事者のみならず広く一般の公衆に対しても被害を及ぼすことがある。

そのため、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するために火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）によって火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費等の取扱いを規制している。

なお、火薬類取締法では、火薬類を大きく次の 3 種類に分類して規制している。

- ア 火薬……推進的爆発の用途に供せられるもので、黒色火薬、無煙火薬に代表される。
- イ 爆薬……破壊的爆発の用途に供せられるもので、硝安爆薬、ダイナマイト、ニトログリセリンなどに代表される。
- ウ 火工品……火薬、爆薬を使用して、ある目的に適するように加工し、製造したもので、電気雷管、導火線、実包、煙火（花火）などに代表される。

平成 11 年 8 月に火薬類取締法が一部改正され、製造所及び火薬庫等の保安検査の有料化や行政機関以外で指定を受けた者が完成検査を実施できる「指定完成検査機関」の制度及び年に一度の検査が義務付けられている保安検査を経済産業省の指定を受けて実施することができる「指定保安検査機関」の制度等が整備された。

また、従来変更許可が必要であった工事に関して、規制緩和により軽微変更届の提出のみでよい工事（規則第 8 条第 1 項及び第 14 条に該当する工事）が規定された。

(2) 火薬類取締法による許可業務の概要

ア 火薬類製造の許可

火薬類の製造の業を営もうとする者に対する許可で、製造所ごとに行うものであり、原則としてこの許可を受けた者以外が火薬類を製造することは禁止されている。

また、製造業者が製造施設の位置、構造、設備の変更工事又は製造する火薬類の種類、製造の方法を変更する場合には変更許可が必要である。

ただし、県が許可を行うのは、特定の火工品のみの製造所に対するものであり、その他のものの製造所の許可は経済産業大臣が行うこととされている。

イ 火薬類販売の許可

火薬類の販売の業を営もうとする者に対する許可で、販売所ごとに県の許可を受けなければならない（ただし製造所の許可を受けた者が、自己で製造した火薬類をその製造所内で販売する場合は許可を受ける必要はない）。

販売に関しては、製造における変更許可に相当するものではなく、販売所の移転、販売する火薬類の種類の変更を行う場合には許可の取り直しが必要である。

ウ 火薬庫設置等の許可

火薬庫の設置、移転、構造若しくは設備の変更に対する許可である。この場合、火薬庫等は経済産業省令で定める技術的基準に適合していなければならない。

火薬類は原則として火薬庫に貯蔵しなければならないことになっており、製造及び販売業者又は消費者は原則として火薬庫を所（占）有する義務がある。

火薬庫は、貯蔵する火薬類の区分、使用形態などにより、1 級から 3 級までの火薬庫、煙火火薬庫等 8 種類に分類されており、主要な 1 級から 3 級までの火薬庫の概要は次のとおりである。

(ア) 1 級火薬庫……主に爆薬、雷管等の産業用火薬類を貯蔵するもので、通常貯蔵量が多く、恒

久的なもの

(イ) 2級火薬庫……貯蔵する火薬類の種類は1級と概ね同様であるが、土木工事などに使用される比較的簡易な構造のもので、使用期間は最長で2年のもの

(ウ) 3級火薬庫……特殊構造を施した少量の火薬類を貯蔵するためのもので、恒久的なもの

エ) 火薬類の譲受の許可（煙火を除く。）

火薬類を譲受（購入）しようとする者（消費者）に対する許可である。

製造及び販売業者は、原則として譲受許可を受けていない者に対して火薬類を譲り渡すことは禁止されている。

オ) 火薬類の譲渡の許可（煙火を除く。）

エの火薬類を譲受した者で消費の後、残火薬類がある場合に販売業者等へ返品するための許可である。

カ) 火薬類の消費の許可

火薬類を消費しようとする者に対する許可である。

キ) 火薬類の輸入の許可

火薬類を輸入しようとする者に対する許可であり、陸揚地を管轄する県知事が行うこととされている。

ク) 火薬類の廃棄の許可

火薬類を廃棄しようとする者（オと同様に消費後に残火薬類がある場合に販売業者等へ返品せず廃棄処理をする場合、又は、販売業者が販売に適さなくなった火薬類を廃棄処理する場合など）に対する許可である。

ただし、許可をした後でも、その許可により公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがある場合は、許可を取り消す場合がある。

なお、鉄砲等に使用される火工品（実包等）に係る規制及び火薬類の運搬に関する規制等は、火薬類取締法により県公安委員会で行うこととされており、鉱山における火薬類の運搬、消費等は、鉱山保安法による。ただし、製造、貯蔵、譲受等は火薬類取締法によるとしている。また、本県においては、一部事務について中能登・奥能登の県総合事務所（エ、オ、カ、クの事務等）及び市町村（消防本部…煙火に係るカの事務等）に事務委任等していることから、それらの機関と連携をとりながら指導取締に努めている。

(3) 火薬類取扱施設の設置状況

火薬類取締法に基づく製造所、販売所及び火薬庫の市町村別の設置状況は、154表 市町村別火薬類取扱施設設置一覧のとおりである。

154表 市町村別火薬類取扱施設設置一覧

(平成17年3月31日現在)

市町村名	煙火製造所	火薬類販売所	1級火薬庫		2級火薬庫		3級火薬庫		煙火火薬庫		火薬庫合計	
			箇所	棟数	箇所	棟数	箇所	棟数	箇所	棟数	箇所	棟数
金沢市		5	2	4			2	2	1	1	5	7
小松市		1	1	2			1	1	2	2	4	5
加賀市		3										
白山市			7	10	7	14	4	4			18	28
かほく市	1	1					1	1	1	5	2	6
羽咋市		3										
七尾市		3	1	2							1	2
珠洲市			1	1			1	1			2	2
山中町			3	6							3	6
宝達志水町	1	1							1	4	1	4
能登町		1	4	5			2	2	1	1	7	8
穴水町		1	1	2							1	2
門前町			1	2							1	2
合計	2	19	21	34	7	14	11	11	6	13	45	72

(4) 火薬類の消費等の現状

産業用火薬類については、鉱山、砕石、土木工事（道路建設工事、災害復旧工事等）等に使用されているが、近年、消費量は各業種において減少傾向にあり、その要因として、土木では公共工事の減少、重機の代替等が、砕石ではR Cリサイクル製品の代替等が揚げられる。（155表 爆薬の消費量、156表 許可件数参照）

155表 爆薬の消費量

（単位：トン）

年 度	鉱 山	砕 石	土 木	そ の 他	合 計
昭和57	13	216	186	—	415
58	20	228	67	—	315
59	9	144	30	—	183
60	8	122	29	2	161
61	9	113	22	—	144
62	10	114	34	—	158
63	8	146	135	—	289
平成元	6	157	92	—	255
2	6	184	149	—	339
3	3	172	66	—	241
4	3	191	16	—	210
5	6	150	73	—	229
6	7	149	81	—	237
7	5	144	32	—	181
8	5	160	2	—	167
9	4	141	15	—	160
10	4	134	29	—	167
11	3	129	103	—	235
12	4	119	425	—	548
13	4	96	85	—	185
14	2	84	20	—	106
15	1	72	6	—	79
16	1	58	4	—	63

156表 許可件数

（単位：件）

年 度	譲 渡	譲 受	消 費		合 計
			産業用火薬等	煙 火	
昭和57	123	486	346	75	1,030
58	118	477	328	98	1,021
59	101	424	316	92	933
60	91	358	272	85	806
61	103	339	278	92	812
62	70	296	250	80	696
63	68	253	238	80	639
平成元	74	195	241	90	600
2	86	224	152	100	562
3	73	224	183	113	593
4	43	187	126	99	455
5	61	192	156	98	507
6	44	179	142	97	462
7	52	167	170	101	490
8	47	156	159	101	463
9	51	138	116	97	402
10	44	140	115	96	395
11	50	142	115	99	406
12	50	119	99	※	268
13	20	59	47		126
14	39	89	74		202
15	25	55	40		120
16	29	63	55		147

（注）※：平成12年度より煙火の消費に係る事務は、市町村（消防本部）に権限移譲している。

(5) 火薬類の保安対策

火薬類保安対策の重点は、公共の安全を確保（火薬類の不正流出の防止と貯蔵、消費中の事故、災害の撲滅）することにおかれている。県としては、火薬類取扱事業所に対する立入検査等を実施するとともに、火薬類取扱者の保安管理技術の向上と保安意識の高揚に努めている（157表 平成14年度立入検査実施結果参照）。

また、事業者の自主保安の中核として「石川県火薬類保安協会」が組織され、各種保安講習会の開催や各事業所への巡回保安指導などを実施しており、県からも各講習会に講師として職員を派遣している。なお、火薬類を取扱う者に対して、昭和50年7月から通商産業省の通達に基づく保安手帳制度（(社)全国火薬類保安協会）が実施され、火薬類取扱保安責任者免状所有者は保安手帳を、その他の者は従事者手帳を所持するとともに、定期的に保安講習を受講しなければならないとなっていたが、この通達の廃止により、経済産業省から各事業所の保安教育の一環として保安講習を受講すれば保安教育を受けたと見なすことにより、火薬類の取扱いができるという新しい解釈が示された。

(6) 免状の交付

火薬類製造保安責任者は製造作業の、火薬類取扱保安責任者は貯蔵及び消費作業の火薬類の取扱い上の保安に関する監督を行うことを職務とするが、これらの保安責任者は「(社)全国火薬類保安協会」が実施する試験に合格し、免状の交付を受ける必要がある。

免状には、甲種、乙種、丙種火薬類製造保安責任者免状及び甲種、乙種火薬類取扱保安責任者免状の5種類があり、県では、丙種火薬類製造保安責任者免状及び甲種、乙種火薬類取扱保安責任者免状を交付しており、それ以外は経済産業大臣が交付している（158表 火薬類保安責任者免状交付状況参照）。

ア 火薬類製造保安責任者（製造数量、製造する種類により区分）

丙種……………1日に300kg未満の信号焰管、信号火せん、煙火を製造する事業所の保安責任者等（主に煙火製造所が対象）

乙種……………上記を含む火薬類を1日に一定量未満（硝安油剤爆薬及び起爆薬を除く火薬及び爆薬の場合は1トン）製造する事業所等の保安責任者等

甲種……………火薬類を製造する事業所の保安責任者等（数量等の制限なし）

イ 火薬類取扱保安責任者（火薬類の取扱数量により区分）

乙種……………1年間に爆薬20トン未満を貯蔵する火薬庫等及び1カ月に25kg以上1トン未満の火薬又は爆薬を消費する消費場所の保安責任者等

甲種……………火薬庫及び消費場所の保安責任者等（数量等の制限なし）

157表 火薬類保安責任者免状交付状況（県知事交付分）

（単位：人）

年度 種類	平成元 年度まで	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	合計
丙種製造	8	1					2		2	1	1	2	1	1		3	22
甲種取扱	935	47	24	16	11	30	41	30	23	25	34	33	16	31	29	10	1,335
乙種取扱	2,434	20	9	7	7	13	24	16	11	20	20	12	10	11	3	4	2,621
計	3,377	68	33	23	18	43	67	46	36	46	55	47	27	43	32	17	3,961

158表 平成16年度立入検査実施結果

No.1

項目	1 対象数	2 立入検査実施回数	3 違反者数	4 違反項目件数	火薬類の貯蔵・消費及びその保管管理に関する違反の態様																								
					火薬庫外貯蔵所関係 (規則第16条)													火薬庫関係											
					火薬庫外貯蔵所関係 (規則第16条)													火薬庫関係 (規則第21号)											
					5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25				
区分					火災及び盗難の防止	がん具煙火の貯蔵	建築物の構造等	設備の構造等	盗難防止措置	自動警報措置の設置	自動警報措置の維持義務	帳簿の記載義務	その他	火薬庫又は火薬庫外貯蔵所以外での貯蔵	帳簿の記載等の義務	報告	保安教育	その他	貯蔵の区分	最大貯蔵量	貯蔵の方法等	火薬類の取扱い	警鳴装置の維持義務	保安距離	火薬庫の構造	(注1)			
火薬類販売所	16	11																											
消費場所																													
火薬庫	1級	34	21																							1			
	2級	14	14																										
	3級	11	4																										
	実包																												
	火銃	13	13																										
その他																													
小計	72	52																								1			
火薬庫外貯蔵所																													
販売業者	(11)	(6)	()	()																									
消費者	(14)	(3)	()	()																									
小計	(25)	(9)	()	()																									
合計	88	63																								1			

※1 表中の「規則」は、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）をいう。
 2 上記のほか煙火製造所（2業者）に対する立入検査も実施している。

No.2

項目	火薬類の貯蔵・消費及びその保管管理に関する違反の態様																									
	火薬庫関係					消費場所関係										火工所関係										
	火薬庫関係					火薬類の取扱い（規則第51条）										火薬類取扱所（規則第52条）					火工所（規則第52条の2）					
	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	
区分	火薬庫の構造等	警報装置の設備	帳簿の記載等の義務	報告	その他	火薬庫又は火薬庫外貯蔵所以外での貯蔵	火薬類の取納・運搬	火薬類の取扱い	存置できる場所以外での貯蔵	一日の作業終了後の火薬類の存置	腕章等の識別措置	火薬類の取扱い	腕章等の識別措置をしていない者以外の	火気の使用禁止	盗難予防	火薬類取扱所の未設置	火薬類取扱所の位置等	火薬類取扱所の構造等	火薬類取扱所の設備等	火薬類の取扱い	帳簿の記載等の義務	火工所の未設置	火工所の位置等	火工所の構造等	火工所の設備等	火薬類の取扱い
火薬類販売所																										
消費場所																										
火薬庫	1級																									
	2級																									
	3級																									
	実包																									
	火銃																									
その他																										
小計																										
火薬庫外貯蔵所																										
販売業者																										
消費者																										
小計																										
合計																										

項目	火薬類の貯蔵・消費及びその保管管理に関する違反の態様											行政処分等										
	消費場所関係											違反のあった者に対する法に基づく処分										
	火工所		発破等の場所																			
	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	
帳簿の記載等の義務	火工所の見張人	発破の方法	発破の記録の記帳	残火薬類の返送	その他	報告	取扱保安責任者の職務	保安教育の実施	その他	取扱保安責任者の無選任	警告文書の発令	注意所の受付	その他の処分	改善命令（火薬の貯蔵）	改善命令（火薬庫の構造等）	許可の取り消し（譲渡・譲受）	許可の取り消し（消費）	許可の取り消し等	製造業者、販売業者に対する許可の取り消し等	緊急措置	その他	
火薬類販売所																						
消費場所	探石																					
	土																					
	電源開発																					
	その他計																					
火薬庫	1級															1						
	2級																					
	3級																					
	実包																					
	煙火器具その他計																					
火薬庫外貯蔵所	販売業者																					
	消費者計																					
合計															1							

注1 規則第24条第2号から第8号・第11号から第15号及び規則第24条の2から第29条に係る当該規定項目
 注2 規則第24条第9号・第10号及び規則第24条の2から第29条に係る当該規定項目
 注3 規則第24条第16号及び規則第24条の2から第27条の4に係る当該規定項目（規則第27条の2・第27条の3を除く）

(7) 火薬類の災害事故発生状況 (168表参照)

県内での産業火薬類や煙火の災害事故は、平成4年度以降発生していないが、全国的には、発破場所における飛石に代表される産業火薬類の事故や煙火の製造・消費中の事故が依然として発生している。火薬類に起因する災害事故は、一旦発生すると人的・物的に甚大な被害をもたらすおそれがあるため、なお一層の火薬類の保安確保に努めて行く必要がある。

159表 火薬類事故発生状況

1 石川県内 () 内の数字については種類不明

種類	年	産業					煙火					がん具					合計					
		昭和38~63	平成元~2	平成3	平成4~15	平成16	昭和38~63	平成元~2	平成3	平成4~15	平成16	昭和38~63	平成元~2	平成3	平成4~15	平成16	昭和38~63	平成元~2	平成3	平成4~15	平成16	
製造中	件数																					
	死者																					
	負傷者																					
消費中	件数	17				1	3						2					22				1
	死者	1																1				
	負傷者	14					16					1					31					
運搬中	件数																					
	死者																					
	負傷者																					
貯蔵中	件数																			(1)		
	死者																					
	負傷者																					
がんろう中	件数																		(3)		(1)	
	死者																					
	負傷者																		(3)		(2)	
その他事故	件数																		(23)			
	死者																		(2)			
	負傷者																		(2)			
合計	件数	17				1	3						2					49		1		1
	死者	1																3				
	負傷者	14					16					1					36		2			

(注) 上表中、「産業火薬」の「消費中」の17件内訳
 発破製信り 3件
 発破不確認(不発と誤認し、早めに戻り事故であったもの) 4件
 退避が不確実であったもの 1件
 飛石によるもの 10件
 計 18件

上表中、「合計」の「その他の事故」の23件内訳
 不正持ち出した火薬類を他人に威嚇するため使用したもの 5件
 不正持ち出した火薬類を自殺に使用したもの 4件
 不正持ち出し、及び盗難 13件
 がん具煙火陳列中火災となったもの 1件
 計 23件

2 全国

種類	年	産業						煙火						がん具煙火						合計					
		平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
製造中	件数	2	2	1	4	1	1		1		3	1		1					2	4	1	7	2	1	
	死者								1		9								1	1		9			
	負傷者	2	80	1	3	1	1				6	5		1					2	81	1	9	6	1	
消費中	件数	9	8	4	5	7	9	21	23	28	20	22	24	4	2	1	2	2	1	34	33	33	27	31	34
	死者	2						1			4								3			4			
	負傷者	5	2		4	7	4	34	106	41	30	22	41	1		2	1		39	109	41	36	30	45	
運搬中	件数	1	1	1							1								1	1	1	1			
	死者																								
	負傷者																								
貯蔵中	件数		1						1											2					
	死者																								
	負傷者																								
がんろう中	件数				1					1					1		1	2			2	1	1	2	
	死者																								
	負傷者				1					1					1		1	3			2	1	1	3	
その他事故	件数			1		3	3			1	2		1									2	2	3	4
	死者																								
	負傷者			1		1	1			1	5		1									2	5	1	2
合計	件数	12	12	7	10	10	13	21	25	30	26	26	25	4	3	2	2	2	3	37	40	39	38	38	41
	死者	2						1	1										3	1					
	負傷者	7	82	2	8	8	6	34	106	43	41	41	42	2	1	2	2	3	41	190	46	51	51	51	

(8) 武器等製造法による規制（160表参照）

猟銃等（猟銃、捕鯨銃、もり銃、空気銃）の製造（修理、改造含む。）及び販売の業を営もうとする者に対し、その許可を行うもので、製造設備の技術上の基準及び保管設備の要件を遵守させることにより、公共の安全を確保することを目的としている。

なお、猟銃等以外の武器（例えば防衛庁で使用されるもの等）に関する規制は、経済産業大臣の権限とされている。

県としては、猟銃等製造・販売業者に対する立入検査を実施し、銃・実包等の保管状況や販売台帳の確認作業等により、保安の確保に努めている。

160表 猟銃等取扱業者数（平成17年3月31日現在）

種 類	業 者 数
製 造 ・ 販 売	4
製 造 の み	1
販 売 の み	1
計	6

2 高圧ガスの保安

(1) 高圧ガス保安行政の概要

高圧ガスとは、LPガスや液化酸素のように容器の中で圧力を持った液体となっているものを液化ガス、窒素ガスや水素ガスのように気体の状態のまま圧力を持っているものを圧縮ガスといい2区分に分類される。高圧ガスの利用は、ボイラーや自動車燃料としての液化石油ガス、病院の酸素ガス、空気呼吸器の圧縮空気、溶接用のアセチレンガス等産業活動の幅広い分野にわたっている。また、家庭生活においても調理や冷暖房などで液化石油ガスが利用されている。一方、高圧ガスはその圧力がもたらす破裂事故、またガスの固有の性質により爆発、中毒などの危険性を有しているため、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保する必要がある。

このため、「高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）」によって、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、輸入、消費及び廃棄並びに容器の製造及び取扱いなどを規制している。このうち一般消費者に対するLPガスの販売、ガス器具の製造などについては、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）」（略称「液化石油ガス法」）により、また、都市ガス事業や簡易ガス事業は、「ガス事業法（昭和29年法律第51号）」により、それぞれ事業に区分して規制されている。

（参考）高圧ガスとは

- ・常用の温度又は35℃において、圧力が1MPa以上である圧縮ガス
- ・常用の温度又は35℃において、圧力が0.2MPa以上である液化ガス
- ・常用の温度又は15℃において、圧力が0.2MPa以上である圧縮アセチレンガス

(2) 高圧ガス保安法関係

ア 法令の改正

平成9年4月、「高圧ガス取締法」から「高圧ガス保安法」に改められた。この改正では、民間事業者による自主的な活動「自主保安」を促進することによって保安の確保を図るという点が新たに規定された。また、平成10年3月31日「規制緩和3カ年計画」が閣議決定され、平成10年度から、規制緩和も行われている。

さらに平成11年には、地方分権推進に関する自治事務化、基準認証制度の見直しによる第三者検査機関制度の拡充、平成13年には、技術基準の性能規定化と改正が進められている。

県では、各種保安講習会、立入検査等を通じ、高圧ガス関係事業者等に対し最新法令の説明を行い、法改正の趣旨である自主保安意識の高揚が図られるよう保安指導に努めている。

（参考）高圧ガス関係法令の主要改正事項（平成9年4月1日施行）

(1) 名称及び目的の変更

自主保安の促進を明確にするため、法律の名称を「高圧ガス取締法」から「高圧ガス保安法」に変更した。また、目的についても「民間事業者による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進」する旨を新たに規定した。

(2) 民間検査能力の活用

完成検査、保安検査等の各種検査については、原則として公的機関（経済産業大臣、都道府県知事、高圧ガス保安協会又は公益法人）が実施することとなっていたが、事業者の保安体制に応じて自主検査又は民間検査会社の検査を認めることとした。

(3) 製造、販売、貯蔵所に係る規制の見直し

販売事業については許可制を届出制に移行し、貯蔵所は販売とは区分して取扱うこととなった。また、製造事業及び貯蔵所では、許可が必要な処理量・貯蔵量の緩和、保安係員等の再講習期間の延長等の規制緩和措置が講じられた。

(4) 国際化への対応

国際単位への統一（例：圧力では「キログラム毎平方センチメートル」から「パスカル」へ）

(5) その他

容器製造業者、冷凍機器製造事業、原料ガス製造事業等の届出制の廃止

イ 高圧ガス保安法による規制の概要

(ア) 高圧ガスの製造の許可、届出

高圧ガス製造者は、1日の処理能力が 100m^3 *（20トン**）以上の第一種製造者と、 100m^3 未満（3トン以上20トン未満**）の第二種製造者に分けられる。

第一種製造者は、事業所毎に県知事の製造の許可が必要であり、第二種製造者は事業所毎にあらかじめ製造の届出を行う必要がある。

また、第一種製造者は、製造施設の位置、構造、設備、製造するガスの種類、製造の方法を変更する場合には、原則として県知事の変更許可が必要である。

(注) *は、不活性ガス（窒素、アルゴン等）以外の場合。不活性ガス、空気の場合は、 300m^3

**は、冷凍設備の冷凍能力を示す。不活性のフルオロカーボン冷媒ガスとする場合、第一種製造者は50トン以上、第二種製造者は20トン以上50トン未満となる。

(参考) 高圧ガスの製造とは、

- ・高圧ガスでない気体を高圧ガスである気体にすること（圧縮機等を用いる。）。
- ・高圧ガスである気体の圧力を更に上昇させること。
- ・高圧ガスである気体の圧力をより低い圧力であるが高圧ガスである圧力に降下させること。
- ・気体を高圧ガスである液体にすること（凝縮器で液化させること等）。
- ・液体を高圧ガスである気体にすること（気化器で気化させる等）。
- ・高圧ガスを容器に充てんすること。

(イ) 高圧ガスの販売の届出

高圧ガスの販売事業を行おうとする者は、事業所毎に県知事等に届出を行う必要がある。

(ロ) 高圧ガスの輸入の規制

高圧ガスを輸入した者は、容器及び高圧ガスについて県知事等の検査を受ける必要がある。

(ハ) 高圧ガスの貯蔵の許可、届出

高圧ガス貯蔵所は、貯蔵量が $3,000\text{m}^3$ *以上の第一種貯蔵所と、 300m^3 以上 $3,000\text{m}^3$ *未満の第二種貯蔵所に分けられる。

第一種貯蔵所は、事業所毎に県知事の貯蔵の許可が必要であり、第二種貯蔵所は事業所毎にあらかじめ貯蔵の届出を行う必要がある。

また、第一種貯蔵所は、貯蔵施設の位置、構造、設備の変更又は貯蔵するガスの種類、貯蔵の方法を変更する場合には、原則として県知事の変更許可が必要である。

(注) *は、不活性ガスの場合。不活性ガス以外の場合は、第一種貯蔵所が $1,000\text{m}^3$ （10トン）、第二種貯蔵所は 300m^3 以上 $1,000\text{m}^3$ 未満（3トン以上10トン未満）。（ ）内は、液化ガス。

(ニ) 高圧ガスの移動の規制

高圧ガスの移動については、届出の必要はないが、移動の手段、高圧ガスの種類及び量を問わず、規制を受ける。

(ホ) 高圧ガスの消費の届出

消費とは、高圧ガスを燃焼などの目的のため、高圧ガスを高圧ガスでない状態に移行させ、その生じたガスを使用することである。

特定高圧ガス消費者は、貯蔵設備、消費設備についてあらかじめ県知事に届出を行う必要がある。これ以外の者であって可燃性ガス、毒性ガス、酸素又は空気を消費する場合は、届出の必要はないが、規制を受ける。

(参考) 特定高圧ガス消費者とは、

- ・圧縮モノシラン、圧縮ジボラン、液化アルシン等の消費に際し災害の発生を防止するため特別の注意を要する高

圧ガスを消費する者

- ・液化酸素、液化石油ガス等の高圧ガスであって、政令で定める数量以上貯蔵して消費する際に公共の安全を維持し、又は災害の発生を防止するため特別の注意を要する高圧ガスを消費する者

(キ) 高圧ガスの廃棄の規制

容器又は設備内にある高圧ガスを大気に拡散させる等により廃棄することであり、届出の必要はないが、可燃性ガス、毒性ガス、酸素については廃棄の方法について規制を受ける。

(ク) 高圧ガスの容器の規制

容器の製造、輸入、所有及び再検査に対して規制を受ける。なお、容器検査、容器再検査を行う者は県知事の登録を受ける必要がある。

ウ 現 状

高圧ガス保安法に基づく、製造事業所、貯蔵所、販売所等の設置状況は、161表 高圧ガス事業所数のとおりである。なお、平成16年度における許可申請等の状況は162表のとおりである。

(ア) 一般高圧ガス

本県で消費される一般高圧ガスは、天然ガス、酸素、アセチレン、炭酸ガス、水素、窒素、アルゴン等が各種事業所、病院、大学等において幅広い用途に用いられており、ガスの性質も、可燃性、毒性、不活性と多岐にわたる。

(イ) 液化石油ガス

液化石油ガスについては、容器への充てん施設31事業所、LPガススタンド30事業所である。

(ウ) 冷凍ガス

冷凍用の冷媒としては、毒性・可燃性ガスであるアンモニアから、管理しやすい不活性ガスであるR12等のフルオロカーボン（フロンガス）への転換が図られてきた。しかし、成層圏のオゾン層破壊に影響を及ぼすフルオロカーボンの製造・輸入等が禁止となり、R22、R134a等の代替フルオロカーボンに切り替えられている。しかし、フルオロカーボンは、地球温暖化の原因物質であることから、アンモニアが再び冷媒として見直される動きもあるが本県への導入事例はない。

161表 平成16年度許可申請等状況

	第1種製造者				第2種製造者	第1種貯蔵所		第2種貯蔵所	特定高圧ガス消費者
	一般	LP	コンビ	冷凍		一般	LP		
新規許可又は新規届	1	2	0	1	35	1	4	11	3
変更許可又は変更届	9	15	2	2	8	1	1	5	9
軽微変更届	42				—	4		—	—
廃止届	7				8	1		5	2

	容器検査	容器再検査	充てんガスの変更	特別充てん	容器検査所の登録	容器検査所の登録更新	容器検査所の廃止	輸入検査
申請件数	0	0	0	1	2	0	0	0

162表 高圧ガス事業所数（平成17年3月31日現在）

区分 郡市名	第1種製造者						第2種製造者				第1種貯蔵所				第2種貯蔵所			特定高圧ガス 消費者			容器 検査所			
	一般・液石・コンビ					冷 凍	一般・液石				冷 凍	貯蔵所			貯蔵所			事業 所数	一 般	L P		一 般 L P		
	事業 所数	一 般 の み	L P の み	一 般 L P	コ ン ビ		事業 所数	一 般 の み	L P の み	一 般 L P		貯 蔵 所 数	一 般 の み	L P の み	一 般 L P	貯 蔵 所 数	一 般 の み						L P の み	一 般 L P
加賀市	8	1	5	2	0	12	16	15	1	0	70	4	0	4	0	3	2	1	0	5	0	5	0	0
江沼郡	1	1	0	0	0	0	2	2	0	0	19	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0
小松市	21	12	6	3	0	7	25	25	0	0	96	6	0	4	2	4	4	0	0	11	5	4	2	3
能美市	11	8	3	0	0	1	15	15	0	0	33	3	2	1	0	6	2	3	1	13	6	7	0	1
能美郡	3	1	2	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	2	1	1	0	1	0	0	1	0
白山市	16	7	7	2	0	9	19	19	0	0	54	6	0	6	0	9	7	2	0	14	3	11	0	0
石川郡	2	0	2	0	0	6	6	6	0	0	20	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	33	8	25	0	0	33	42	41	1	0	274	6	4	2	0	26	25	0	1	11	6	5	0	5
河北郡	1	0	1	0	0	3	11	11	0	0	23	2	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0
かほく市	2	1	1	0	0	0	5	5	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽咋市	3	0	2	1	0	0	2	2	0	0	9	2	1	1	0	1	1	0	0	2	0	1	1	0
羽咋郡	5	4	1	0	0	3	6	6	0	0	35	2	2	0	0	5	1	1	3	2	2	0	0	0
七尾市	6	0	3	2	1	7	11	11	0	0	62	3	2	1	0	5	4	1	0	3	1	2	0	0
鹿島郡	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	8	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0
輪島市	2	1	1	0	0	2	3	3	0	0	13	2	1	1	0	1	1	0	0	2	1	1	0	0
鳳珠郡	4	2	2	0	0	2	6	6	0	0	23	2	2	0	0	1	1	0	0	2	2	0	0	1
珠洲市	2	0	2	0	0	0	3	3	0	0	15	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
計	120	46	63	10	1	86	174	172	2	0	781	40	15	23	2	68	54	9	5	69	27	38	4	10

区分 郡市名	高圧ガス販売所			液化石油 ガス販売	保安機関	設備工事 事業者	充てん設備	
	一般ガス	L Pガス	冷 凍				従来型	新 型
加賀市	6	37	1	27	24	44		
江沼郡		5		4	6	5		
小松市	9	49	5	42	43	93	3	2
能美市	3	15		13	13	32		
能美郡	2	3		2	1	4		2
白山市	5	37	3	32	32	70	4	1
石川郡	3	11		10	10	19		
金沢市	113	105	70	86	90	269	9	9
河北郡		13		11	12	40		1
かほく市	1	12	1	10	11	25		
羽咋市	1	17	1	17	19	19		
羽咋郡		24		17	19	33		
七尾市	5	23	4	25	26	52	9	1
鹿島郡		7		8	8	19		
輪島市	1	17		18	18	18		
鳳珠郡	1	36		35	35	43		
珠洲市	2	15		13	15	22		
計	152	426	85	370	382	807	25	16

(3) 液化石油ガス法関係

ア 法令の改正

液化石油ガス関係法令については、事故発生件数が、昭和50年代のピーク時から10分の1にまで減少していることなどを踏まえ、規制緩和が推進され、平成9年4月、法令が大幅に改正された。その主な内容は、保安機関制度の創設、販売事業者の登録制への移行、貯蔵施設等の規制の見直しなどである。

平成12年4月には、従来の機関委任事務から自治事務への移行に伴い各種手数料を条例化するとともに、液化石油ガス器具等の販売事業者への立入検査の実施主体が県となる等、法令が整備された。さらに、平成14年10月には、修理の際に、計画・責任者を定めることが義務化され、白管等の埋設管について点検・調査の期間が短縮された。また、設備等に係る技術上の基準の性能規定化が進んだ。

(参考) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス法）

(1) 販売事業の見直し、保安機関制度の創設

販売事業者は消費者に対し保安業務の実施が義務づけられていたため、販売事業が許可制になっていたが、保安業務に係る委託の進展の現状を踏まえ、実際に保安業務を行う者を規制の対象とする保安機関制度を導入し、販売事業を登録制に移行した。

(2) 保安体制の高度化に対応した規制体系の整備

集中監視システム等の高度な保安体制を構築した事業者に対しては、業務主任者の選任、消費整備の調査の周期等についてのメリットを供与することとした。

(3) バルク供給に関する規制の整備

販売事業に係る流通の効率化の一つの大きな柱であるバルク供給（消費先にバルク貯槽等を設置し、バルクローリーで充てんするシステム）について、法適用の整理、技術基準の整備等を行った。

(4) 消費者への情報開示の充実

契約時に消費者に交付する書面について、取引及び保安に関する情報の充実を図ることとした。

(5) その他

指定製造事業制度の廃止、事業者切り替えに係る1週間ルールを導入等

イ 液化石油ガス法による規制の概要（174表 液化石油ガス法体系図参照）

(ア) 液化石油ガス（LPガス）販売事業

生活用としてLPガスを使う一般消費者等にLPガスを販売する事業を行う者は、県知事又は経済産業大臣（複数の都道府県区域内に販売所を設置する場合）に登録が必要である。また、販売事業者は、原則として貯蔵施設（容器置場）を保有する義務があり、貯蔵施設は技術上の基準に適合する義務がある。

その他の義務としては、規格に適合しないLPガスの販売の禁止、一般消費者等への注意書面の交付、従業員への保安教育、業務主任者及び同代理者の選任及び届出などがある。

(イ) 保安業務

保安業務とは、供給開始時点検・調査、容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査、周知、緊急時対応、緊急時連絡の7区分から成り、販売事業者は、一般消費者等に対し保安業務を行う義務がある。

保安業務を行う者は保安機関として認定を受ける必要があり、保安機関は保安業務規程を定め、認可を受ける義務がある。保安機関の認定の有効期間は5年であり、認定の更新が必要となる。また、一般消費者等の上限の数を増加する時は、認可を受ける義務がある。

(ロ) 液化石油ガス販売事業者の認定

販売事業者は集中監視システムの導入等、高度かつより確実な保安確保手法を講じている場合で、一定の基準（集中監視システムに接続する一般消費者数が70%以上である等）に適合する場合は、認定販売事業者の認定を受けることができる。認定により、業務主任者の選任、保

安業務の方法、供給設備点検などにおいて特例措置を受けることができる。

認定販売事業者は、一般消費者数及び認定対象消費者数について報告する義務がある。

(エ) 貯蔵施設及び充てんのための設備

販売事業者は、3トン以上のLPガスを貯蔵する貯蔵施設を設置する時、又は特定供給設備を設置して供給しようとする時は、県知事の許可を受ける必要がある。施設の変更の時も原則として許可が必要であり、いずれの場合も完成検査を受ける義務がある。

供給設備にLPガスを充てんする時は、充てん設備の許可が必要であり、LPガスの充てん作業等の基準を守る義務がある。また、充てん設備については年1回保安検査を受ける義務がある。

(参考) 特定供給設備とは

容器又はバルク容器で3トン以上、貯槽又はバルク貯槽で1トン以上貯蔵する貯蔵設備で、気化装置及び調整器からなる供給設備をいう。

(オ) 液化石油ガス設備工事

学校、病院、百貨店その他の不特定多数の者が出入りする施設及びアパート、マンション等多数の者が居住する建築物について、500キログラムを超える量のLPガスを貯蔵して供給する供給設備の設置工事をした時は、液化石油ガス設備工事の届出の義務がある。

設備工事の内、特別の知識及び技能等が必要な作業については、液化石油ガス設備士が従事する義務がある。

設備工事の事業を行う者は、特定液化石油ガス設備工事事業の届出の義務がある。その他、施工後の設備と事業者の代表者名、名称等の表示の義務がある。

(カ) 帳簿の記載等

販売事業者、保安機関、充てん事業者等は、帳簿の記載、保存及び報告の義務がある。

ウ 現 状

液化石油ガスは、昭和30年頃から一般家庭用燃料として使用されはじめたが、大幅な普及をとげ、現在、県内世帯数の85%に当たる約35万世帯で利用され、県内で、家庭業務用として1年間に消費される量は、約11万5千トンに達している。

一般家庭等にガスを供給している販売所数は、年々減少傾向にあり、LPガス販売業界の合理化が徐々に進行しているものと考えられている。

163表 LPガス販売所数（県所管のもの）

区分 \ 年度	平成7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
年度末数（事業所数）	420	411	409	406	386	384	379	380	372	370
H7年を100とした指数	100.0	97.9	97.4	96.7	91.9	91.4	90.2	90.5	88.6	88.1

(4) 高圧ガスの保安対策

県では、第一種製造者となる高圧ガス製造施設に対し、定期的に、保安・立入検査を実施し、製造施設の状態、保安教育等の実施状況、保安設備等について検査を行っている。平成16年度は、74事業所に保安・立入検査を実施し、7事業所に改善指示を行った。主な改善指示事項は、「保安設備の作動状況不備」「日常点検・防災訓練の確実な実施」であった。また、これ以外にも高圧ガス貯蔵所特定高圧ガス消費者等49事業所に対し立入検査を実施し、保安管理の徹底について指導をしている。

また、冷凍設備関係については、石川県冷凍設備保安協会に、事業所への立入検査を委託し、事

業者の自主保安活動の促進に向け支援を行っている。

高圧ガス移動防災対策については、事業者によって組織されている石川県高圧ガス地域防災協議会が保安活動の中核となって事故発生時に応援活動を実施する防災事業所の整備、防災関係機関と連携した防災訓練の実施、保安講習会の開催等により、防災技術の向上に努めている。また、県では、県警察本部と連携して高圧ガス輸送車両に対する路上取締を実施している。平成15年度は車両3台に対し取締を行ったが、違反は確認できなかった。

一方、一般消費者等向けのLPガスは、各戸が各々に契約したLPガス販売所がその供給設備の保全に責任を持つこととなっている。一般消費者等向けLPガスの事故件数は、安全機器の普及により大幅に減少しているが、CO中毒事故対策、埋設管対策が保安面での重要課題となっており、県では、販売所への立入検査、講習会での周知、消防、警察機関とも十分にタイアップした保安指導等により、取組の推進に当たっている。また、一般消費者等の保安知識の向上を図るため、将来消費者となる中学校1年生を対象にパンフレットの作成、ラジオ広報等を行い、保安教育啓発にも力を注いでいる。

この他、社団法人石川県エルピーガス協会は、販売所への巡回指導、販売所を対象とした講習会の開催、一般消費者等への普及啓発を実施している。

(5) 免状の交付

高圧ガスの製造に係る保安業務、高圧ガス販売業務及び液化石油ガス設備工事に係る業務を行う者は、それぞれの業務に応じた試験に合格又は講習を修了し、免状の交付を受けた者（164表 高圧ガス製造保安責任者等免状交付状況）の中から選任される。

ア 第一種製造者（窒素等の移動式製造設備、気化器等による製造等は除く。）

事業所の規模や形態に応じて保安統括者、保安主任者、保安係員等（165表 保安統括者等の職務、区分、資格）を選任し、保安に関する職務を行わせる義務がある。

また、冷凍設備については、冷凍保安責任者（166表 冷凍保安責任者等の職務、区分、資格）を選任し、保安に関する業務を行わせる義務がある。

イ 販売業者

高圧ガスの販売所は、販売所ごとに販売主任者免状又は製造保安責任者免状の交付を受けている者の中から、高圧ガス販売主任者を選任（167表 販売主任者の選任区分、資格）し、保安に関する職務を行わせる義務がある。

ウ 業務主任者

一般消費者等へのLPガス販売所は、販売所ごとに消費者の数に応じた業務主任者を第二種販売主任者免状の交付を受けている者の中から選任し、保安に関する職務を行わせる義務がある。

エ 液化石油ガス設備工事業者

液化石油ガス設備士でなければ、一般消費者等の液化石油ガス設備工事の作業に従事してはならない。

オ 講習義務

保安企画推進及び保安主任者、保安係員、液化石油ガス設備士、業務主任者は、保安技術及び保安対策、法令の動向、事故の情報などに関する講習を定期的に受講する義務がある。

164表 高圧ガス製造保安責任者等免状交付状況

(単位：人)

年度 種別	区 分	平成 4年度 まで	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	合 計
製 造 保 安 責 任 者	乙種化学	50	10	3	5	4	1	6	6	4	3	2	2	7	103
	丙種化学(液石)	1,053	30	43	32	55	27	43	29	13	39	43	33	22	1,462
	丙種化学(特別)	152	4	8	7	14	6	13	8	13	17	11	9	17	279
	乙種機械	93	8	6	6	5	14	18	4	14	9	10	9	6	202
	第二種冷凍機械	79	9	3	5	6	17	9	13	6	9	23	18	14	211
	第三種冷凍機械	1,254	35	35	21	25	71	45	67	43	24	4	58	29	1,711
	小 計	2,681	96	98	76	109	136	134	127	93	101	93	129	95	3,968
販 売 主 任 者	第一種	155	14	5	5	5	21	6	8	10	14	12	29	16	300
	第二種	3,936	90	80	79	95	63	91	84	24	77	45	49	50	4,763
	小 計	4,091	104	85	84	100	84	97	92	34	91	57	78	66	5,063
液化石油ガス設備士		2,694	56	80	88	90	72	102	124	66	64	74	76	64	3,650
計		9,466	256	263	248	299	292	333	343	193	256	224	283	225	12,681

165表 保安統括者等の職務、区分、資格

職務及び名称		必要免状	製 造 保 安 責 任 者				
			甲種 機 械	甲種 化 学	乙種 機 械	乙種 化 学	丙種 化 学
保安統括者	高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理する。	—	—	—	—	—	
保安技術管理者	大規模な製造所等で、保安統括者を補佐して、高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を管理する。	○	○	○*	○*	○ ***	
保安企画推進員	大規模な製造所等で、危害予防規程の立案及び整備、保安教育計画の立案及び推進その他高圧ガス製造に係る保安に関する業務で、保安統括者を補佐する。	—	—	—	—	—	
保安主任者	大規模な製造所等で、保安技術管理者を補佐して、保安係員を指揮する。	○	○	○	○**	×	
保安係員	製造のための施設の維持、製造の方法の監視その他高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を管理する。	○	○	○	○**	○**	
免状の交付を行う者		大臣	大臣	知事	知事	知事	

(注) *は、処理能力100万m³未満の事業所に限る。

**は、免状に記載してあるガス種及び不活性ガスに限る。

***は、丙種化学(液石)の場合で、液化石油ガス保安規則、コンビナート等保安規則に係る製造所に限る。

保安技術管理者、保安企画推進員、保安主任者、保安係員は選任に当たり、実務経験が必要である。

大臣は経済産業大臣、知事は石川県知事を示す(177表、178表とも同じ)。

166表 冷凍保安責任者の職務、区分、資格（冷凍則）

製造施設の区分、職務		必要免状	冷凍機械責任者		
			第一種	第二種	第三種
1日の冷凍能力が300トン以上の製造所	高压ガスの製造に係る保安に関する業務を管理する。		○	×	×
1日の冷凍能力が100トン以上300トン未満の製造所			○	○	×
1日の冷凍能力が100トン未満の製造所*			○	○	○
免状の交付を行う者			大臣	知事	知事

(注) *は、冷媒ガスがフルオロカーボンで、冷凍機がユニット型の場合は、選任の必要がない。

167表 販売主任者の選任区分、資格

区分	必要免状	販売主任者		製造保安責任者				
		第一種	第二種	甲種機械	甲種化学	乙種機械	乙種化学	丙種化学
液化石油ガスの販売所		×	○	○	○	○	○	○*
液化石油ガス以外の販売所		○	×	○	○	○	○	×
免状の交付を行う者		知事	知事	大臣	大臣	知事	知事	知事

(注) *は、丙種化学（液石）のみ。

(6) 高压ガス災害事故発生状況

本県における高压ガスの事故は、168表のとおり毎年数件で推移しており、死者が生じた事故は発生していない。

平成16年は、8月に金沢市内で発生したLNG（液化天然ガス）鉄道輸送用タンクコンテナからの漏えい事故や、12月に穴水町内で発生したLPガスタンクからの漏えい事故の他、輸送中の容器の落下事故4件、アセチレンガス容器の盗難事故2件の合計8件の事故が発生した。

また、高压ガスの輸送中の事故については、平成12年10月北陸自動車道で発生した液化クロルメチル輸送車輛による転落事故、更に平成13年1月には危険物であるトリクロロシラン輸送車輛からの漏洩事故や500kg LPガス容器の転落による噴出漏洩事故と相次いで発生していたことから、県では、平成14年2月関係機関が連携して対策が実施できるよう県内を通過する危険物の実態、物質ごとの基本的な対応方法を取りまとめた「危険物等運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」を作成しており、関係機関と習熟を図っているところである。

168表 高压ガス、LPガス災害発生件数

(単位：件、人)

区分		年	平成	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			7									
高压ガス	件数	3	1	3	3	3	1	2	2	5	8	
	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	重傷者	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
	軽傷者	1	1	1	1	3	2	0	0	0	0	
LPガス	件数	1	4	1	3	0	1	2	0	3	4	
	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	重傷者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	軽傷者	0	4	0	1	0	0	1	0	3	0	

一方LPガスを消費する一般消費者等における平成16年のLPガス事故は、ガス漏えい事故が4件発生した。

国では、LPガス事故によるB級事故（死亡者0）を目指して、「保安高度化プログラム」を推進している。県もこのプログラムに準じて、LPガス設備士の技能の向上、埋設管の点検・調査、CO中毒対策等に取り組んでいる。

3 電気工事の保安

(1) 電気工事士

ア 電気工事士の保安行政の概要

電気工事の欠陥による災害の発生を防止することを目的に、電気工事に従事する者の資格及び義務を規定した「電気工事士法（昭和35年法律第139号）」が定められており、県では主に電気工事士免状の交付事務を行っている。

イ 電気工事士法の概要

電気工事士法では、電気工事士でなければ一般用電気工作物（主に一般住宅や小規模な店舗、事務所などの電気工作物）及び自家用電気工作物（一般用電気工作物及び電気事業者用電気工作物以外の電気工作物）に係る電気工事の作業に従事してはならないこととされており、また、電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める技術基準に適合するように作業しなければならないとされている。

なお、昭和62年の法改正により、電気工事士免状が第一種と第二種に区分され、それまでの電気工事士免状は第二種電気工事士免状となった。このうち第一種電気工事士については、定期講習の受講義務（5年ごと）がある。

それぞれの資格でできる工事の種類は次のとおりである。

- 第一種電気工事士……一般用電気工作物及び自家用電気工作物
- 第二種電気工事士……一般用電気工作物

169表 電気工事士免状交付状況

(単位：人)

区分	年度	平成7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	合計
	まで											
第一種電気工事士		5,469	36	50	71	61	75	59	81	83	117	6,102
返納者*		28	9	1	14	24	36	14	4	31	50	211
第二種電気工事士		14,908	564	601	394	290	471	431	396	417	433	18,905

※ 第一種電気工事士の下欄は、平成6年度から開始した自主返納制度による返納数である。

(2) 電気工事業

ア 電気工事業の保安行政の概要

一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保を図ることを目的に、電気工事業者の登録等及び業務の規制を行うため「電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）」（略称「電気工事業法」）が定められている。

イ 電気工事業法の概要

電気工事業法では、電気工事業を営もうとする者は、県に登録・届出等の手続きを行わなければならないこと、電気工事士でない者に電気工事をさせてはならないこと、電気工事業者でない者に電気工事を請け負わせてはならないこと及び一定の電気用品以外は使用してはならないことなどが定められている。

電気工事業者の登録・届出等には次の種類がある。

- (ア) 登録電気工事業者……………下記以外の業者（県の登録を受ける必要あり）
- (イ) みなし登録電気工事業者……建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けて一般用電気工作物を含む工事を行う業者（県に届出書及び建設業法許可の写しの提出が必要）
- (ウ) 通知電気工事業者……………建設業法の許可を受けずに自家用電気工作物のみの工事を行う業者（県に通知書の提出が必要）
- (エ) みなし通知電気工事業者……建設業法の許可を受けて自家用電気工作物のみの工事を行う業者（県に通知書の提出が必要）

なお、登録（みなし登録も含む。）電気工事業者の登録は有効期間が5年間となっているため、期間満了後も引き続き電気工事業を営もうとする者は、遅滞なく更新の登録を受けなければならない。

170表 電気工事業者数

（単位：件）

区分 \ 年度	平成 6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
登録電気工事業者	522	531	510	512	521	581	587	600	523	529	541
みなし登録電気工事業者	369	379	392	392	398	429	431	422	442	421	426
通知電気工事業者	9	9	9	6	9	9	9	9	7	7	7
みなし通知電気工事業者	2	2	2	2	2	2	1	1	3	3	3
計	902	921	913	912	930	1,021	1,028	1,032	975	960	960

ウ 電気工事及び電気製品の保安対策

電気工事の保安対策の重点は、電気工事の欠陥による災害発生の防止であり、そのため、電気工事業法及び電気工事士法等の関係法令遵守の徹底を図るため、石川県電気工事工業組合へ保安技術講習会の開催及び電気工事業者保安調査を業務委託し、保安教育及び立入検査の補完としている。

なお、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づく粗悪な電気用品の販売規制のための電気用品販売業者への立入検査については、平成9年4月から市町村（消防本部）に事務委任している。